

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月19日
【会社名】	西尾レントオール株式会社
【英訳名】	NISHIO RENT ALL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西尾 公志
【本店の所在の場所】	大阪市中央区東心斎橋1丁目11番17号
【電話番号】	(06)6251-7302(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役本社管理部門管掌 新田 一三
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区東心斎橋1丁目11番17号
【電話番号】	(06)6251-7302(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役本社管理部門管掌 新田 一三
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,165,875,981円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であり、平成30年2月9日 (金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通 株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	西尾レントオール株式会社 東京支店 (東京都千代田区外神田1丁目18番13号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	326,100株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成30年2月19日(月)の取締役会決議(会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、平成30年2月19日(月)に取締役会の決議があったものとみなされます。以下当社の取締役会の決議に関する記載につき同じ。)によります。
- 2 本募集とは別に、平成30年2月19日(月)の取締役会決議により、当社普通株式974,000株の新株式発行に係る一般募集及び当社普通株式1,200,000株の自己株式の処分に係る一般募集(以下併せて「一般募集」という。)を行うことを決定しております。また、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から326,100株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」といい、一般募集と併せて以下「本件募集売出し」という。)を行う場合があります。
- 3 本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」という。)であります。  
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 4 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	326,100株	1,165,875,981	582,937,991
一般募集			
計(総発行株式)	326,100株	1,165,875,981	582,937,991

(注)1 本募集は、前記「1 新規発行株式」(注)3に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		野村證券株式会社	
割当株数		326,100株	
払込金額		1,165,875,981円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	代表者の氏名	代表執行役社長 森田 敏夫	
	資本金の額	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主	野村ホールディングス株式会社 100%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成29年9月30日現在)	496株
	取引関係	一般募集の主幹事会社	
	人的関係		
当該株券の保有に関する事項			

- 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額は、平成30年2月9日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	100株	平成30年3月27日(火)	該当事項はあ りません。	平成30年3月28日(水)

(注) 1 発行価格については、平成30年2月27日(火)から平成30年3月2日(金)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額と同一の金額といたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を本第三者割当増資の発行数で除した金額とします。

- 2 本第三者割当増資においては全株式を野村證券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
- 3 野村證券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

## (3) 【申込取扱場所】

場所	所在地
西尾レントオール株式会社 本店	大阪市中央区東心斎橋1丁目11番17号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 難波支店	大阪市中央区難波5丁目1番60号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,165,875,981	6,300,000	1,159,575,981

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
 2 払込金額の総額は、平成30年2月9日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

### (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限1,159,575,981円については、本第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額7,749,006,540円と合わせ、手取概算額合計上限8,908,582,521円について、全額を平成30年9月末までに建設需要に対応するためのレンタル資産購入資金に充当する予定であります。

なお、「第三部 参照情報 第1 参照書類 1 有価証券報告書(第59期)」の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」に記載した当社グループの設備投資計画は、本有価証券届出書提出日(平成30年2月19日)現在(ただし、既支払額については平成29年12月31日現在)、以下のとおりとなっております。

#### 設備投資計画

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社及び 連結子会社	当社本社 (大阪市中央区) 他401店所	レンタル 関連事業 及びその他	レンタル用 資産・販売 設備	31,494	9,255	自己資金、 借入金、 増資資金 及び自己株式 処分資金 (注)2	平成29年 10月	平成30年 9月
			社用設備	5,801	1,416			

- (注) 1 上記の金額に消費税等は含まれておりません。  
 2 増資資金は、今回の新株式発行に係る一般募集及び本第三者割当増資による調達資金であり、自己株式処分資金は、今回の自己株式の処分に係る一般募集による調達資金であります。  
 3 投資後の増加能力については合理的な算出が困難なため、記載を省略しております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### オーバーアロットメントによる売出し等について

当社は、平成30年2月19日（月）の取締役会決議により、本第三者割当増資とは別に、当社普通株式974,000株の新株式発行に係る一般募集及び当社普通株式1,200,000株の自己株式の処分に係る一般募集（一般募集）を行うことを決定しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から326,100株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。本第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために行われます。

また、野村證券株式会社は、本件募集売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成30年3月20日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第59期(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)平成29年12月21日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第60期第1四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)平成30年2月8日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年2月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年12月25日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成30年2月19日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成30年2月19日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### [事業等のリスク]

当連結会計年度末において、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他重要と考えられる事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資判断、あるいは当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から、記載しております。

なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスク全てを網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。

#### (1)業績の変動要因について

当社グループの主たる事業である建設・設備工事用機器レンタル事業は、建設投資動向により収益が大きく左右されます。また、建設投資動向は、民間設備投資や国及び地方公共団体の公共事業予算に影響を受けます。

(2) 業績の季節変動について

当社グループの主力である建設・設備工事用機器が用いられる建設投資のうち、公共投資については予算決定から実際の工事着工まで、概ね5～6か月のタイムラグが生じます。従いまして、毎年4月からの新年度の予算執行は、その年の9月ないし10月頃から始まり、翌年3月まで断続的に実施され、この期間において建設工事は最盛期を迎え、建設機械レンタルの需要が最も大きくなります。

このため貸与資産の稼働率は第2四半期連結累計期間の方が高く、当社グループの売上高及び利益は第2四半期連結累計期間に偏重する傾向があります。

直近期における当社グループの第2四半期連結累計期間及び通期の連結業績は下表のとおりであります。

(単位：百万円)

	第2四半期連結累計期間 自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日	連結会計年度 自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日	第2四半期連結累計期間の 通期に対する比率 (%)
売上高	64,384	123,538	52.1
営業利益	7,423	11,121	66.7
経常利益	7,398	11,017	67.1

(3) 固定資産の減損会計について

当社グループが保有する不動産のほとんどは、事業用の事務所・整備工場及び賃貸用機械置場として使用されております。そのため、経営環境の著しい悪化等により、保有資産の投資利回りが悪化した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

西尾レントオール株式会社 本店  
(大阪市中央区東心斎橋1丁目11番17号)  
西尾レントオール株式会社 東京支店  
(東京都千代田区外神田1丁目18番13号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第五部【特別情報】

該当事項はありません。